

教育の情報化の推進について

平成 27 年 7 月 31 日

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会資料

一般社団法人日本新聞協会

はじめに

我が国の民主主義を担っていく学生・生徒を育むために、新聞は不可欠の学習材です。現行の学習指導要領に新聞が指導すべき内容として記載されたのは、この重要性が広く社会に認識されているからだと存じます。一般の社会人にとっても、新聞の重要性は申し上げるまでもありません。

デジタル・ネットワーク社会の進展に伴い、様々な教育現場で ICT（情報通信技術）を活用した新聞記事の利用が広がっています。新聞各社は簡単な手続きによりご利用いただけるよう努めており、今後も紙と同様にデジタルでも新聞記事の利用促進を教育関係者のみなさま方と協力しながら進めてまいりたいと存じます。

1. ICT活用教育に関するライセンス等について

新聞各社では、記事などの複製を含め様々な形態の二次利用を求める教育機関、企業、団体、個人に対して許諾（ライセンス）を行っています。新聞記事の大半は法人著作であり、多くの場合、新聞社に電話やメールでご連絡いただければ可能な限り速やかに利用許諾を得ることができます。社外筆者による新聞記事など著作権が新聞社に帰属していない場合は、社外の著作権者をご紹介するなどの対応をしており、新聞記事などの流通システムは合理的に機能しています。

新聞各社の許諾は大別して都度利用に対する個別許諾と継続利用に対する包括許諾に分かれます。ICT活用教育に関する個別許諾の内容は多様で、例えば「デジタル教科書に掲載する」「新聞記事を含む講義映像を録画して異時送信する」「入試問題として利用した新聞記事を学校のサイトに掲載する」「学外で開催するシンポジウムに使用するため新聞記事をパワーポイントに変換する」です。新聞各社は一つ一つの申請に対し、その内容、目的等を踏まえて検討し、許諾する場合は有料もしくは無償でご利用いただいています。ご利用の希望は今後さらに多様化、増大すると思われ、新聞各社は柔軟に対応していきます。

一方、新聞各社は包括許諾として、有料の年間契約等による教育機関向けのデータベースサービスや新聞記事を利用したデジタル教材をご提供しています。データベースサービスは小学校、中学校、高校、大学、海外の日本人学校と広範にご利用いただいています。デジタル教材は、例えば、大学と契約し、学生と教職員が新聞のデジタル版とデータベースを利用できる商品があります。新聞各社は包括許諾についてご利用の拡大に努めています。

す。

個別許諾、包括許諾ともご利用いただく際には提供したデジタルデータが許諾の範囲を超えて拡散し、サーバー等に蓄積されることを防ぐため、条件を設けています。新聞社やご利用形態によって条件は異なりますが、例えば「データを電子媒体に複製しない」「使用するパソコンを限定する」「閲覧のみでダウンロードは禁止」「第三者への公衆送信の禁止」です。条件についてはご利用者の同意をいただいています。

2. 権利制限規定について

前述したように、新聞各社は今後もICT活用教育における新聞記事の利用促進に努力してまいります。ただ、デジタルコンテンツは紙のコンテンツに比べ、許諾なしに「拡散」「蓄積」が行われる危険性ははるかに高いといえます。

今年度の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会では「授業の過程における教材・参考文献や講義映像等の公衆送信について、リアルタイムのみならず異時のものについても権利制限規定の対象とする」「教育目的で教員や教育機関の間で行う教材等の共有（複製、公衆送信）を権利制限の対象とする」「MOOC（大規模公開オンライン講座）のような一般人向けの公開講座における教材・参考文献等や講義映像の公衆送信を新たに権利制限規定の対象とする」ことを検討するとうかがっています。もし、これらの権利制限が導入されますと、現行の著作権法35条に比べ、デジタル化された新聞記事を許諾なく利用できる対象が広がります。その結果、権利制限の対象外にもかかわらず許諾を得ずに「拡散」や「蓄積」が行われ、新聞記事に対する著作権侵害が現状よりも深刻になることを強く懸念します。

また、新聞各社は、刑事事件を報道した新聞記事について、ケースに応じ、時間の経過を踏まえて匿名化やデータベースからの削除といった人権上の配慮をしています。もし、上記の権利制限規定が導入されると、このような配慮の意味が失われるおそれがあります。

さらに、新聞各社はICT活用教育のためのデータベースサービスやデジタル教材提供の事業を行っており、年間契約等に基づく市場として成立しています。こうした新聞各社の事業に大きなダメージが生じるおそれもあります。

以上より、権利制限規定の導入に関しては、上記の懸念とおそれをご理解いただき、結論を急ぐことなく、慎重なご審議をお願い申し上げます。

以 上

教育の情報化の推進について (参考資料)

平成27年7月31日
一般社団法人日本新聞協会

教育の情報化の推進について

□はじめに

- 新聞は教育現場に不可欠
- 紙、デジタルの区別なく
新聞記事の利用を促進すべき

教育の情報化の推進について

□ 1. ICT活用教育に関するライセンス等について

- 新聞記事の大半は法人著作であり、新聞社が許諾可能
- 都度許諾、包括許諾とも合理的に機能
- 無許諾の「拡散」「蓄積」防ぐため、ご利用者の同意で条件設定

朝日新聞社の教育機関向けデジタルサービスの事例

学校教育向け電子新聞
未来の学びが、ここにある
朝日新聞 select for school
<http://school.digital.asahi.com/>

天声人語

読売新聞社の二次利用の案内ページ（ヨミウリ・オンライン）と申込書

記事・紙面の利用申請について

次のリンクボタンから記事等利用申込書をダウンロードしてください。

- 記事等利用申込書 一般用
- 記事等利用申込書 放送用

記事等利用申込書は、「記事等の利用に関するご案内」「読売新聞社の記事・紙面等の利用条件」が添付されています。すべての文書をよくお読みください。記事等利用申込書に必要事項を記入し、読売新聞社知的財産担当まで、FAX、郵送またはメールでお送りください。

記事等利用申込書をお送りいただいた時点で、「記事等の利用に関するご案内」「読売新聞社の記事・紙面等の利用条件」の記載内容にご同意されたものとみなします。

記事や紙面の利用に関するお問い合わせは、読売新聞社知的財産担当までお願いします。お問い合わせ入力フォームはこちらです。

読売新聞やThe Japan News、ヨミウリ・オンラインの記事や写真などは読売新聞社の著作権で、日本の著作権法や契約条約などで保護されています。読売新聞社の著作権に関するご案内は、こちらのページをご覧ください。

写真のみを利用されたい場合は、こちらから申し込みください。ヨミウリ・オンラインへのリンクについては、こちらのページをご参照ください。

読売新聞社 知的財産担当
 〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1
 TEL 03-6739-6991
 (土・日曜、祝祭日、年末年始を除く午前9:30～午後5:30)
 FAX 03-6746-8999

記事等利用申込書（一般用）

読売新聞社 知的財産担当
 FAX 03-6746-8999
 E-mail yomiuri@yomiuri.co.jp

※印刷時に記入し、お送りください。
 ※ご連絡、請求書発行などはお申込日より5営業日以内にお送りください。

お申込日 年 月 日

1 お申込人
 法人名/個人名 フリガナ
 〒住所 〒
 TEL
 FAX

2 ご連絡先
 法人名/個人名 フリガナ
 〒住所 〒
 TEL
 FAX

3 請求書発行先
 〒住所 〒
 TEL
 FAX

4 ご利用記事
 (1) 掲載媒体 ①読売新聞 ②The Japan News ③その他
 掲載日/掲載日 年 月 日 ④読売新聞掲載記事の題名 ⑤発行・分冊・巻次 ページ
 利用部分 ⑥編集イメージ ⑦見出しのみ ⑧本文のみ ⑨その他
 (2) 掲載媒体 ①読売新聞 ②The Japan News ③その他
 掲載日/掲載日 年 月 日 ④読売新聞掲載記事の題名 ⑤発行・分冊・巻次 ページ
 利用部分 ⑥編集イメージ ⑦見出しのみ ⑧本文のみ ⑨その他
 (3) 掲載媒体 ①読売新聞 ②The Japan News ③その他
 掲載日/掲載日 年 月 日 ④読売新聞掲載記事の題名 ⑤発行・分冊・巻次 ページ
 利用部分 ⑥編集イメージ ⑦見出しのみ ⑧本文のみ ⑨その他
 ※ご利用記事が紙以上の場合は、申込書と併せてお送りください。ご利用記事一覧の別紙を添付してご送付ください。

5 ご利用媒体
 ⑩電子 ⑪印刷 ⑫CD-ROM ⑬タブレット ⑭その他
 ⑯印刷 ⑰電子 ⑱その他
 ⑲印刷 ⑳制作費
 ⑳制作費など、ご希望の金額を記入してください。

6 ご利用方法
 ⑳読売新聞社の記事・紙面等の利用条件に同意し、上記申込書の通り記事等を利用します。読売新聞社以外の第三者の権利が侵害されないよう、申込書の裏面に署名をお願いします。

7 ご署名
 (捺印)

備考欄

2015/7/31

法制・基本問題小委・参考資料

9

毎日新聞社の教育機関向けデジタルサービスの事例

毎索 (Mimasaku) デジタルサービス

毎日新聞社のデータベース
<http://mainichi.jp/contents/edu/mimasaku/>

明治から平成まで検索可能な、進化したデータベース

毎索 (Mimasaku) で読む、日本の近現代史

利用料	検索範囲	検索回数
1ヶ月	24,000円 (税別)	298,000回 (税別)
3ヶ月	64,000円 (税別)	798,000回 (税別)
6ヶ月	124,000円 (税別)	1,598,000回 (税別)
1年	244,000円 (税別)	3,198,000回 (税別)
5年間	1,240,000円 (税別)	15,980,000回 (税別)

お問い合わせ先
 毎日新聞社 デジタルメディア部
 〒100-8021 東京都千代田区千代田1-1-1
 TEL 03-5621-1888 FAX 03-5621-1320

2015年7月31日

2015/7/31

法制・基本問題小委・参考資料

10

教育の情報化の推進について

□ 2. 権利制限規定について

- 著作権侵害深刻化の懸念
- 人権上の配慮が無意味になるおそれ
- データベースサービス、デジタル教材提供等、新聞社の事業にダメージのおそれ

まとめ

結論を急がず、慎重な審議を要望。

ご清聴ありがとうございました。